

区役所改革担当

議案第25号

包括外部監査契約の締結について

1 被選定者

氏名	竹内 朗 (たけうち あきら)
資格	弁護士
年齢	56歳 (令和6年4月1日における年齢)
住所	港区白金六丁目15番14-505号
事務所	プロアクト法律事務所 (港区虎ノ門五丁目)
主な業務実績	平成22年 プロアクト法律事務所開設 平成27年～現在 東京大学医学部附属病院特定臨床研究監査委員会委員 平成30年 日立化成株式会社が設置した製品の不適切な検査等に関する「特別調査委員会」委員長 令和2年 りらいあコミュニケーションズ株式会社「鹿児島事案を踏まえた再発防止並びに全社コンプライアンス向上のための諮問委員会」委員長 令和4年 港区包括外部監査人

2 選定理由

区は、令和4年度の包括外部監査実施に当たり、区の地域特性や各種計画を踏まえた積極的な取組姿勢や、施策及び事務事業の背景や現状を踏まえた区民サービスの向上に結びつく効果的かつ実効性の高い外部監査の実施を期待し、竹内朗氏を新たに包括外部監査人として選定し、包括外部監査契約を締結しました。

竹内氏は以下のとおり、質の高い監査を実施しました。

(1) 積極的な取組姿勢

竹内氏自身が港区立小・中学校に通い、現在も区内に住み、区内で働くなど、区を身近に感じ、区の発展に強い熱意を持っており、区政に貢献したいという積極的な取組姿勢が認められました。

(2) テーマ選定

竹内氏は、外部監査テーマの選定に当たり、港区基本計画や個別計画を含めた港区の行政施策や過去の外部監査報告書等の情報を収集・分析し、施策の推進状況や区を

取り巻く環境の変化等を踏まえるとともに、今日性の観点とサービスを享受する区民の視点を重視し、「多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行について」を選定しました。

(3) 監査結果

「多様性の尊重」というテーマで分野横断的に監査を進め、外国人、障害者、子育て、高齢者、人権、男女平等に関する区の施策について、効果の検証や一層の取組推進を求めるなど、組織全体の改善に結びつく、効果的かつ実効性の高い監査ができました。また、区の契約について権利関係に関する必要事項の定めがないなど弁護士ならではの視点で指摘を出され、事務執行の改善につながりました。

(4) 港区監査委員への情報提供の実施

包括外部監査人に求められる、地方自治法第 252 条の 30 第 1 項の規定（監査委員に相互の連絡を図るとともに、監査委員の監査の実施に支障を来たさないよう配慮しなければならない）について、竹内氏は、監査委員に対して、監査テーマ選定から監査結果報告までの間、4 回にわたり、外部監査の進捗状況等の説明と情報交換を行って、監査委員と十分に連携を図りました。

上記の理由から令和 6 年度の包括外部監査についても的確なテーマの選定のもと効果的かつ実効性の高い監査が期待できます。

また、包括外部監査契約については、地方自治法第 252 条の 36 第 4 項の規定により、同一人と 3 回まで連続して契約することを可としているところ、区は連続 2 回を上限として運用しています。地方自治法の規定及び区の運用上、令和 4 年度に続いて竹内朗氏と 2 度目の契約をすることは可能であることから、令和 6 年度の包括外部監査人に同氏を選定し、包括外部監査契約を締結します。